

ハートがたくさんの村づくり Vol.208

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

子どもの人権を守るために…

子どもを取り巻く人権問題は、いじめや不登校、体罰、児童虐待などさまざまであり、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。

少子化の加速が懸念されていますが、いじめや不登校、児童虐待の件数は、増加しています。

このような現状において、今年4月に「こども家庭庁」が発足し、併せて子どもの権利や人権を守るための法律である「こども基本法」が施行されました。

この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するためにつくられました。

《基本理念》* 条文を一部抜粋

- ◇すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的な扱いを受けることがないようにすること。
- ◇すべてのこどもが、適切に養育され、その生活を保障されること、愛され保護されること。教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ◇すべてのこどもが、意見を表明する機会及び

社会活動に参画する機会があること。

- ◇すべてのこどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること。
- ◇子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭での養育が困難なこどもも家庭と同様の環境が確保されること。
- ◇家庭や子育てに夢を持ち、喜びを実感できる社会をつくること。

わたしたちひとりひとりが「こども基本法」の意義を理解し、子どもの人権について考え、社会全体が子どもの健やかな成長を守っていけるような、社会をつくっていきましょう。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967 (67) 1111



新規会員募集中!

多世代にわたり生涯学習やスポーツ振興を目的とした地域住民交流の場

「ひとづくり むらづくり 生きがいづくり」

スポーツ系プログラム

サッカー、野球、陸上、ヨガ、登山、ウォーキングほか

文化系プログラム

裁縫、油絵、器楽、書道ほか

特別プログラム

パソコン、よろずやほか



「放課後きらめきクラブ」も参加者募集中!

小学校放課後活動: スポーツ & 文化活動 体験型

クラブのサポートして下さる 賛助会員も募集中!



NPO法人クラブ南阿蘇

お問い合わせ

ホームページ

TEL 0967-67-0182

<https://clubminamiaso.org>

